

# 令和4年第1回北海道議会定例会 一般質問

年月日 令和4年3月11日(金)

質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 議員

質 問	答 弁
<p><b>一 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）について</b>  <b>（一）こどもにやさしいまちづくり事業の推進の必要性についての認識について</b></p> <p>こどもにやさしいまちづくり事業について、まず、うかがいます。子どもにやさしいまちづくり事業CFCIは、ユニセフが推奨する「子どもの権利条約」を市町村自治体など地域レベルで具現化する活動です。</p> <p>日本版CFCIを推進する自治体として、5つの自治体が認証されていますが、そのうちの2つは、北海道のニセコ町と安平町です。</p> <p>ここで、まず、強調したいことは、「こどもの権利は保健福祉部」という認識は間違いということです。</p> <p>2015年の国連総会で、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが採択されましたが、SDGsでは、子どもへの投資が、社会・経済・環境全ての側面で持続可能な発展に貢献し、子ども自身にとっても、社会全体にとっても、高い効果がある、さらに、子どもが保護の対象であるだけでなく、持続可能な発展を実現するための変化の主体として位置付けられています。</p> <p>もうひとつ、大事なことがあります。</p> <p>SDGsとは、17のゴールを道庁のそれぞれの計画のどこかに、まるで、シールのように貼って満足することではありません。</p> <p>SDGsの前に、SD＝持続可能な発展とは、「次世代のニーズ、可能性を損なうことなく、現在世代のニーズを満たす開発、発展」のことです。</p> <p>コロナ対策、雪害対策、日々私たちの前には課題が山積しています。目の前の課題に対応せざるを得ない。しかし、それは、「ほんとうに、持続可能なのか？次世代の可能性や能力を奪っていないのか？」</p> <p>SD＝持続可能な発展とは、常にそういう視点を持ちながら、今までの当たり前を検証していくことだと私は認識しています。</p> <p>SD＝持続可能な発展のあり方として、知事は、北海道の未来像をどのように描かれているのか、まず、うかがいます。</p> <p>また、私としては、ユニセフ日本などとも連携し、こどもにやさしいまちづくり事業の概念の浸透や道内における参加自治体を増やしていくこと、SDGs未来都市でもある北海道の役割ではないかと考えますが、知事の所見をうかがいます。</p> <p><b>（二）こどもや高校生の道政参画について</b></p> <p>ニセコ町では、まちづくり基本条例において、こどもの参画の権利を保障し、こども議会やこどもまちづくり委員会などの取組が進められています。安平町では、こどもが当たり前前に意見を言える、思い切り遊ぶことを保障することを大切に、こども園の園庭づくりや、震災復興後の義務教育学校づくりにも、こどもたちも大人もが主体的に参画しています。</p> <p>道では、過去にいじめ問題をテーマにした会議などが高校生の参画で行われた事例などは承知していますが、イベント的ではなく、しっかり地域もしくは道の政策に反映できる仕組みを活用し、提案内容に対してどのように取り組まれたのかフィードバックする仕組みも含めて、こどもや高校生の参画の機会を、まずは試行的にでもつくるべきと考えます。</p> <p>私としては、北海道地域振興条例の道民意見の反映を拡充する形で、こどもや18歳未満の青少年も地域計画に意見を表明できる場を保証することを、早急に検討すべきと思いますが、道としてのこれまでのこども・高校生による地域政策への参画の道内の事例をどのように把握しているのか、また、今後どのように、こどもや高校生などの道政参画の機会を保障すべきと考えるか、知事に何うとともに、道内各地域における政策への高校生の参画の機会をどのように創</p>	<p><b>（知事）</b></p> <p>子どもにやさしいまちづくり事業についてであります。この事業は、ユニセフにおいて子どもの権利条約の具現化に向け、子どもたちの意見をまちづくりに反映させることなどを目的に市町村等で実施をしているものであり、誰一人取り残さない社会の実現を目指すというSDGsの理念にも合致するものと認識をしております。</p> <p>まちづくりをはじめ、未来に続く政策の推進にあたっては、将来を担う子どもたちの思いや視点を取り入れることは大切であり、道では、これまで、中・高生の皆さんからいただいたご意見を、結婚や子育てなどの施策に反映してきたほか、SDGsの理念を踏まえた市町村の総合計画の策定に向け、高校生を交えたまちづくりについての議論を支援してきたところであります。</p> <p>道としては、今後とも、将来にわたって安心して心豊かに住み続けることができる地域社会を目指し、子どもの目線に立った取組を促進するとともに、地域の実情に応じた支援に努めてまいります。</p> <p><b>（知事）</b></p> <p>若者のみなさんの地域政策への参加についてであります。高校生を始め、本道の未来を担う若者のみなさんにご参加いただき、共に世界共通の課題や地域のポテンシャルについて考え、様々な行動を喚起していくことは、ふるさとへの愛着と自分自身への肯定感を高めることにつながるなど、若者の定着と地域創生を実現する上で大変重要であります。</p> <p>現在、道内各地で特色ある高校づくりなどが進められる中、高校生のみなさんが市町村や産業団体等の方々と協働し、地域資源を活用して社会的課題を解決する取組が活発に展開されております。道におきましても、総合計画の出前講座等を通じた意見交換や振興局独自事業への地元高校生のみなさんの参画など若者の柔軟な発想の反映に努めているところであります。</p> <p>今後とも地域振興条例の趣旨を踏まえ、ICTを活用しながら、幅広い世代の皆様のご意見を地域振興施策へ反映するよう努めるとともに、各振興局と教育局との連携を強め、高校生のみなさんや全道各地で地域づくりに取り組む若者のネットワークづくりなどを通じ、地域政策への参加の裾野を一層広げ、将来にわたって活気に満ちた北海道の実現に取り組んでまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>出するのか、教育長に伺います。</p> <p><b>二 森と自然を活用した保育、幼児教育、子育ての推進について</b></p> <p>次に、森と自然を活用した保育、幼児教育、子育ての推進について伺います。</p> <p>2020年のユニセフの研究レポートによると、日本のこどもの精神的幸福度は、OECD及びEU加盟国38カ国中37位という結果になりました。このユニセフの調査を待つまでもなく、2015年の国立青少年教育機構などでも、日本のこどもたちの自己信頼感や、自己効力感の低さが課題として指摘されてきました。</p> <p>こどもたちの自己信頼感、自己効力感の向上などのため、学齢前の保育幼児教育の質の向上に着目し、自然保育を制度化したのが、長野県や広島県、鳥取県でした。</p> <p>3県の知事が発起人となり、2015年に設置したのが「森と自然の育ちと学び自治体ネットワーク」です。森や自然を活用した保育や幼児教育、いわゆる自然保育の理念や、森や自然のなかでの遊びがこどもの育ちにどのような効果があるかなど、全国の自治体と幅広く共有し、さらなる保育、幼児教育などの質の向上をめざしています。</p> <p>毎年全国的なフォーラムが持ち回りで開催され、現在加盟する自治体は、17県107市町村となりました。北海道からも6市町村が参加するなか、北海道庁としては各部横断的な自然保育制度に向けての検討が進んでいないことはとても残念です。そこで以下伺います。</p> <p><b>(一) こどもの自己信頼感、自己効力感についての道のとりくみについて</b></p> <p>総合教育大綱において、道は、教育委員会など関係機関と一体となり、「チャレンジで夢を叶える」「ふるさとを誇り、自ら動く」「個性の違いを力にかえる」この3つを視点に、社会情勢の大きな変化に適応し、道民一人ひとりが新たな時代を生き抜いていけるよう、教育・人づくりに取り組むと謳われています。そうした人づくりのためにも、自己信頼感や自己効力感を高めることが重要です。</p> <p>道として、こどもの自己効力感や自己信頼感を高めるために必要な調査研究はされてきたのか、もし、されているなら、こどもの自己効力感や自己信頼感が低い要因をどのように分析してきたのか、そして、どのように環境改善のために努力をし、そのとりくみは実効があがっているのか、知事、教育長の所見を伺います。</p>	<p><b>(教育長)</b></p> <p>高校生による地域参画の取組についてであります。道教委では、地域の多様な主体と学校をつなぎ、高校生と大人と一緒に地域課題を解決する地域課題探究型の学習体験を通じて、持続可能な地域と学校の連携・協働の仕組みを構築し、地域創生の実現を目指す「北海道CLASSプロジェクト」を、今年度から新たに実施しております。</p> <p>事業実施に当たりましては、学校と自治体や企業等の産業界、団体などをつなぎ、取組を推進する要となる「地域コーディネーター」を配置するとともに、道教委の社会教育主事が市町村や高等学校を巡回し、地域の取組事例の把握や協働プロセスへの助言を行うなど、実践的なプロジェクトの推進を支援しており、地域の企業と連携して特産品開発に携わったり、議会などで地域創生に向けた方策を提言したりするなど、各校において、これまで以上に多くの地域人材と関わりを持った学習活動が展開されております。</p> <p>今後もこうした取組を通して地域と連携し、幅広い住民の方々の参画を得ながら、高校生が地域づくりに参画する機会を確保し、新しい時代の地域創生を担う人材の育成を目指してまいります。</p> <p><b>(総務部長兼北方領土対策本部長)</b></p> <p>幼児教育などについてであります。全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがあると思うか」との質問に対し、肯定的に回答した子どもたちの割合は、本道では全国に比べやや低い傾向にあり、道教委では、子どもたちがより達成感を得られるよう授業改善を進めてきた結果、学習に意欲的に取り組む子どもが増えるといった成果が表れてきているものと承知をしております。</p> <p>また、外遊び等の体験の多い子どもは、自己肯定感が高い傾向が見られるとの国の調査結果があることなども踏まえ、道としては、総合教育会議などの機会を活用し、様々な分野の方々のご意見もお伺いしながら、北海道の豊かな自然を活かした学びの充実について議論を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>その際、道内の私立幼稚園において、野外体験やスポーツ、</p>

質 問	答 弁
<p>私としては、こどもの自己信頼感や自己肯定感を高める環境を保障するとりくみを北海道総合教育大綱の一丁目一番地に掲げ、ライフステージの各段階や全道のあらゆる地域において、幼児教育機関、学校、高等教育機関、家庭、地域、行政、産業界、各種団体等と協力し、こどもの学びや自然体験などに、経済格差、地域間格差を生じさせない支援のあり方を検討するべきと考えますが、知事、教育長の所見を伺います。</p> <p>あわせて、道内の民間幼稚園においても、札幌トモエ幼稚園や恵庭幼稚園など、全国的にも注目される外遊び環境づくりに取り組んでいる園があります。これらの園のとりくみを道としてどのように評価しているのか、また、私としては、民間幼稚園における森や自然のなかでの遊びや子育て環境づくりを、道としても積極的に支援すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p><b>(二) 自然保育制度の検討について</b></p> <p>次に、保育の観点から伺います。</p> <p>北海道こどもの未来づくりのための少子化対策推進条例には、「北海道の将来を担うこどもが、広い大地と豊かな自然のなかで、のびのびと心豊かに成長することは、私たち道民すべての願いである」、「私たちは、こどもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に活かしながら、社会全体で出産や子育て、こどもの成長をしっかりと支えることができる社会を、めざさなければいけない」と明記されています。しかし、自然環境を活かす現場の努力を支援する具体策はありません。</p> <p>道として、森や自然のなかでの保育の重要性などについての認識をうかがうとともに、自然保育、野外保育などを推進する他府県の状況をどのように認識し、道内の森や自然を活用した保育現場などの現状や課題についてどのように把握しているのか伺います。</p> <p>また、北海道の強みを活かしうる森や自然を活用した保育の支援や、推進の検討に向けて、これまで、消極的であったのはどんな課題があったのかを伺うとともに、今後どのように取り組むべきかと考えるか伺います。</p> <p><b>(三) 木育発祥の地北海道の森のようちえんについて</b></p> <p>各県の自然保育制度の中には、先発の鳥取県をはじめ、岐阜県、滋賀県など、林務サイドから制度がスタートしている県もある。</p> <p>木育発祥の地である北海道においては、まさに森や自然の中のフィールドで自然体験活動を実践している団体がたくさんある。</p> <p>北海道における森のようちえんなどの活動実態や、それぞれの団体が抱えている課題などについて、道としてどのように把握しているのか伺うとともに、木育発祥の地北海道として恥ずかしくない支援策を検討するべきかと考えるが、見解を伺う。</p>	<p>音楽など、特色ある教育が多彩に展開されており、子どもたちの個性と可能性を伸ばす上で重要な役割を果たしているものと考えられることから、こうした実践事例の情報収集にも努めながら、子どもたちの健やかな成長に向けて、幼児教育の振興につなげてまいります。</p> <p><b>(教育長)</b></p> <p>子どもの自己効力感等を高める取組についてであります。自己効力感等の子どもの内面に関する調査等につきましては、全国学力・学習状況調査の中で、「自分には、よいところがあると思うか」との項目がありまして、肯定的に回答した本道の小・中学生は、全国と比べ毎年やや低い傾向が続いております。</p> <p>その要因といたしましては、様々な問題を試行錯誤しながら解決できた達成感を十分味わう機会が少ないこと等が考えられることから、道教委では、子どもたち一人一人が分かる喜びを実感できる授業改善のための研修会や、多様な自然・社会体験活動の事例提供に努めており、国語や算数の勉強がよく分かる、課題解決に向けて自分で考え自分から取り組んでいるなどの項目で改善が見られるところであります。</p> <p>今後は、こうした取り組みを充実させるとともに、自治体や企業、大学、社会教育施設等と連携した地域の教育資源を生かした活動の創出などを通して、学びのフィールドを広げるなどして、子どもたち一人一人が自己を高め、自分のよさや可能性を発揮をし、未来社会を切り拓いていくことができるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>(少子高齢化対策監)</b></p> <p>自然環境を活かした保育についてであります。乳幼児期の子どもたちが、自然に触れあうことは、豊かな感性や好奇心を身につけて行く上で大切な機会の一つでありますことから、他県におきましても、森林資源の活用や地域振興など様々な視点を含め市町村を中心に、自然保育のネットワークへの参画が拡大をしてきているものと承知をしております。</p> <p>道内の保育所では、国の保育指針が示しております健康な心と体、自立心、協同性、自然との関わりや生命の尊重などの幼児期の終わりまでに育ってほしい保育目標に向かって、それぞれの施設の規模や地域事情などを踏まえた特色のある保育に努めていただいているところでございます。</p> <p>道といたしましては、本道の広い大地や豊かな自然の中で、それぞれの保育所が創意工夫をこらしながら質の高い保育サービスを提供していただくことは大変重要であると認識しておりまして、今後、他県における自然を活かした保育の実践例などの情報提供を行い本道の子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努めてまいります。</p> <p><b>(水産林務部長)</b></p> <p>森のようちえんについてであります。道内では、森のようちえん全国ネットワークに加盟をしている団体のほか、札幌市の幼稚園や江別市の認定こども園、各地域のNPO等が、小学校入学前の子供達などを対象に、森林内での落ち葉や枝を使った体験活動などに取り組まれています。フィールドや指導者、活動費の確保などの課題があるものと考えております。</p> <p>道としては、森林や木材にふれ親しむ木育の推進を通じ、次世代を担う子どもたちの豊かな心を育むことが必要と考えており、フィールドとして活用が可能な道民の森や道内179市町村全てに設定をした「げんきの森」、さらには、木育マイスターによる指導や協力といった情報をホームページなどで広く発信するとともに、関係団体と連携をし、国土緑化</p>

質 問	答 弁
<p><b>三 有機農業推進計画と学校給食などについて</b></p> <p><b>(一) 有機農業推進計画について</b></p> <p>新しい有機農業推進計画～みどりの北海道 オーガニックアクションプラン～について伺います。</p> <p>私としては、「有機農業」という言葉の一般的な認知度を K P I にすることは、本質的ではないので反対です。安心安全な食品に関する情報は、ネットでも十分入手できます。むしろ、今、必要なのは、生産現場のリアルを少しでも体験することではないでしょうか。</p> <p>道として、都市と農村の交流を掲げ、雑誌なども発行していることは承知をしています。そこをさらに発展させ、目標設定値は、小さな小さな一歩からでも、実際に草取りや農作業体験をした消費者を増やすことこそが、有機農業への理解を増やす本質的な道筋であり、新たな流通や有機農業を支援するネットワークをつくる助けにもなると、私は考えますが、見解を伺います。</p> <p><b>(二) 学校給食のオーガニック化などについて</b></p> <p>もう一つ、K P I として、学校給食のオーガニック化に取り組む自治体数を提案します。既に、農政部としても独自の調査で約20の自治体で有機農産物を学校給食に取り入れていることなども、計画の中に書き込まれていることは評価をしますが、さらなる取組が必要です。</p> <p>現在、地産地消については、学校給食の方針に既に盛り込まれ、現場でも様々な実践がされていることは承知していますが、有機農業の推進については言及が無いところです。道としても、農政、教育両サイドから、学校給食における有機農産物の活用などに積極的に取り組むべきと考えますが、知事、教育長の所見を伺います。</p>	<p>推進機構の「緑と水の森林ファンド」など、N P O の活動を支援する事業の活用を図るなど、森林環境教育を一層推進し、森のようちえんの活動が促進されるよう取り組んでまいります。</p> <p><b>(食の安全推進監)</b></p> <p>有機農業推進計画案の目標指標についてでございますが、有機農業の取組拡大にあたっては、市町村や農協など地域における協力や、有機農産物の販路拡大につながる消費者の理解醸成が大変重要と認識をしております。</p> <p>こうした中、道が昨年2月に実施しました消費者アンケートでは、有機農産物の需要拡大が進まない要因として、有機農業を正しく理解していないことや、価格に見合う価値が十分に認識されていないことが判りましたことから、計画案の目標指標として、取組面積や農家戸数に加え、これまでの目標との継続性も勘案し、有機農業の認知度を設定したところです。</p> <p>なおこの指標について、計画案を諮問しました食の安全・安心委員会からの「理解度」ではわかりにくいとのご意見を踏まえ、「認知度」に修正しますとともに、パブリックコメントにおいて、指標に関する特段の意見はなかったところです。</p> <p>道といたしましては、今後、計画に基づき、農作業体験を含むイベント開催などにも取り組むこととしておりまして、こうした取組を通じて有機農業の認知度向上を図り、消費者の理解醸成に努めてまいります。</p> <p><b>(食の安全推進監)</b></p> <p>学校給食における有機農産物の利用についてでございますが、道内では、新篠津村や安平町など、有機農業に取り組む農業者の多い地域を中心に、学校給食に有機農産物が提供されておりますが、そうした取組は、有機農産物の販路の確保はもとより、地産地消や食育、さらには、有機農業の取組面積の拡大などにも有効であると認識しております。</p> <p>このため道では、現在策定中の有機農業推進計画において、給食での有機農産物の利用拡大の取組を施策の展開方向に掲げたところでありまして、オーガニックビレッジを宣言し有機農業に取り組む地域を支援する国の事業を活用するなどして、有機農業者とも連携をして、児童・生徒や保護者、学校設置者に対する理解醸成を図りながら、学校給食への地場産の有機農産物の利用促進につなげてまいります。</p> <p><b>(教育長)</b></p> <p>有機農業推進計画と学校給食などに関しまして、まず、学校給食での有機農産物の利用についてであります。食に関する指導の「生きた教材」として期待される学校給食におきまして、地場産の有機農産物を取り入れることは、子どもたちに、地域の自然環境保全をはじめ、食と健康等に関する理解を深め、安全・安心な学校給食を提供するために、意義あるものと考えております。</p> <p>このため、道教委では、栄養教諭等を対象とする研修において、道の農政部や J A 北海道中央会と連携し、北海道のクリーン農業や有機農業、食の安全・安心に関する内容を取り入れるなどして、有機農産物の活用についての理解を深めてまいりました。</p> <p>今後は、引き続き、こうした取組を推進するとともに、関係部局と連携し、有機農産物の学校給食での利用を含め、地域ぐるみで有機農業に取り組む道内外の先進的な事例を情報収集し、市町村教育委員会や学校に広く周知し、学校給食への有機農産物の活用を推進してまいります。</p>

質 問	答 弁
<p><b>(三) 学校などの農薬、除草剤の散布について</b>  みどりの北海道オーガニックアクションプランは、基本的には、農業由来の環境負荷を提言するものと理解していますが、昨今は、公共施設や学校の農薬散布について心配する声もあります。道として、こうした除草剤、殺虫剤などの農薬散布に関し、どのように対応してきたのか知事に伺います。とりわけ、学校現場における農薬散布の状況がどのように把握されているのか教育長に伺います。</p>	<p><b>(農政部長)</b>  公共施設などでの農薬散布についてであります。農薬は、病虫害の防除が期待できる一方、使用方法を誤ると、人や家畜、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、特に、学校や保育所、病院、公園等の公共施設やその周辺で使用するときは、農薬の飛散による事故が発生しないよう十分な配慮の下で防止対策に努める必要があります。  道では、関係機関や団体で構成する「北海道農薬安全使用推進協議会」と連携し、毎年、農薬危害防止運動を実施してきており、この運動の中で、広報誌やポスター、パンフレットを活用した広報活動を実施し、農薬使用者の公共施設の周辺に配慮した農薬の適切な使用とともに、使用履歴の記録、保管などの遵守を求めているところであり、今後とも、こうした取組を着実にを行い、農薬の安全使用の徹底を図ってまいります。</p> <p><b>(教育長)</b>  学校における農薬等の使用についてであります。道立学校における校舎敷地内の除草剤散布や農業学校等における実習地の農薬散布などは、児童生徒等の安全確保に十分配慮しながら建物内及び隣地等へ飛散しないよう行っており、使用後は、使用履歴を記録するなど、適正な管理の徹底に努めております。  道教委では、国の要綱に基づきまして、毎年、本格的な農薬の使用時期を迎える6月1日から3か月間を農薬危害防止運動期間といたしまして、農薬の安全かつ適正な使用を推進しており、本年度も各道立学校及び市町村教育委員会に対し、学校において農薬を使用する際は、飛散防止対策の徹底や農薬の適正使用等について、周知をしてきました。  今後も児童生徒や学校の周辺住民の方々の健康被害を防止するため、学校や市町村教育委員会に対し、除草剤などの農薬の安全かつ適正な使用はもとより、使用履歴の記録及び保管管理の徹底について指導してまいります。</p>
<p><b>四 北海道の障がい者雇用などの現状と公共発注の在り方について</b>  <b>(一) 障がい者の法定雇用率を達成している企業への優先発注について</b>  次に、北海道の障がい者雇用などについて伺います。まず、障がい者の法定雇用率を達成している企業への優先発注についてですが、北海道労働局の発表によると、障害者雇用促進法に基づく北海道の法定雇用率達成企業数は、1950、達成していない企業数は、1939です。  私としては、北海道の公共発注の対象として、法定雇用率を満たさない企業に、公共発注を行うことは望ましくないと考えますが、非公表とされているため、実態が確認できません。  本来は、障がい者の法定雇用率を達成している企業こそ、道の公共発注を行うにふさわしい企業ではないでしょうか。地方自治法上、契約に関しては、一般競争入札が原則であり、公平性、機会均等、競争性及び透明性の確保が求められていることは承知していますが、道として、より障がい者雇用に積極的な姿勢を明確にするために障がい者雇用に積極的な、法を遵守する企業を発注対象とすべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p><b>(二) 北海道障がい者条例に基づく就労支援について</b>  道では、障がいのある人の就労支援を推進するため、障がい者就労施設等からの物品等の調達について、道庁内の各部に働きかけるほか、北海道障がい者条例に基づく障がい者就労支援企業に対し、総合評価競争入札における加点評価などを行っていることと承知していますが、実効は</p>	<p><b>(会計管理者兼出納局長)</b>  北海道の障がい者雇用などに関し、法定雇用率達成企業への優先的な発注についてでございますが、道といたしましては、特定の施策を推進する観点から、これまで、担当する各部からの提案を踏まえまして、さまざまな手法を講じてきており、契約相手方の選考に取組実績などを考慮することもその手法の一つと認識してございます。  なお、そうした手法を採用する場合にございまして、公正性及び経済性、適正履行といった原則や、法令に抵触しないか、契約目的に支障が生じないかなど、担当部においては施策を推進する観点から、出納部局におきましては契約の適正執行という観点からそれぞれ慎重にその是非を検討しながら個別に決定をすることが必要でございます。  本件、障がい者雇用の件に関しましても、こうした検討を行いながら対応してきたところでございます。  以上でございます。</p> <p><b>(保健福祉部長)</b>  北海道の障がい者雇用などに関し、障がい者の就労支援の推進についてでございますが、道における障害者就労施設からの物品等の調達実績は、ここ数年、年間1億2千万円前後で推移しておりますが、さらに優先調達の取組を推進していくため、実績を把握しながら、各部局に対しまして、一層の</p>

質 問	答 弁
<p>上がっているのでしょうか。</p> <p>障がい者就労施設等からの物品等の調達実績はどのように推移しているのか、どのような課題があるのか、今後の取組とあわせて伺います。</p> <p>また、障がい者就労支援企業認証制度で、認証企業数の推移や、これまでの取組における課題は何か、そしてその課題の解決に向け、今後どのように取り組んでいくのか伺います。</p> <p><b>五 木質バイオマスの熱利用の促進について</b></p> <p><b>(一) 木質バイオマス発電などの状況について</b></p> <p>現在、木材利用量の約半数はチップとして利用されているそうだが、北海道におけるチップのうち、製紙・紙に利用されているもの、エネルギーに利用されているものの内訳を伺う。</p> <p>木質バイオマス発電については、2030年以降、順次FITが終了する予定。計画の期間外ではあるが、その影響についてどのように認識しているのか、木材産業の持続可能な発展のため、チップの熱利用の促進をこれまで以上に加速しておく必要があると考えるが、どのように対応される考えか伺う。</p> <p><b>(二) バイオマス熱利用促進のための具体的な支援策などについて</b></p> <p><b>1 地域における木質バイオマスの熱利用について</b></p> <p>道は、森林づくり基本計画の関連指標として、2031年度のバイオマスエネルギー利用量を200万立方メートル、熱利用の目標を25万立方メートルとされているが、私としては、北海道のポテンシャルから、熱利用のより高い目標が必要ではないかと考えるところ。算出根拠を含めて、所見を伺う。</p> <p>さらに、木質バイオマスの熱利用を高めるには、チップボイラーなどの購入などのコストの課題や、チップの配送、保管などの体制を整えておく必要がある。利用意義の普及啓発だけでは、木質バイオマスの熱利用は促進できないと考える。</p> <p>例えば、北海道には、現在、約200台のチップボイラーなどがあるそうだが、熱利用量よりも具体的にボイラー数で目標を示すなど、わかりやすい指標設定が望ましいのではないかと。従来の林業、木材産業の枠を超えて、森林関連産業として、どのように官民あげて、地域における木質バイオマスの熱利用を進める体制をつくる考えか伺う。</p> <p><b>2 中小、小規模企業への支援策などについて</b></p> <p>さらに、こうしたバイオマスの熱利用に取り組むことは、林業関係者だけではなく、幅広い中小、小規模企業の支援策との掛け合わせなくしてはありえませんが、この間、経済常任委員会や、エネルギー対策特別委員会で、経済部と議論を重ねてきましたが、残念ながら、具体的に地域課題の解決に向けた中小、小規模企業の支援策は薄いと言わざるを得ません。</p> <p>少なくとも、木質バイオマスの熱利用は、FIT終了後に予想される変化に対応するために、喫緊の産業振興施策でもあり、地域課題でもあることから、地域の新たな起業や既存の中小企業の新分野への挑戦が促進される支援策が早急に検討されるべきと考えますが、木質バイオマス熱利用に参入する中小、小規模企業をどのように支援する考えか伺います。</p>	<p>調達について働きかけてまいります。</p> <p>また、道が推進する「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている企業数は、制度開始当初である平成21年度の42社から、本年2月末現在で177社と推移する中、北海道障がい者施策推進審議会からは、認証企業数の更なる拡大に向けた取組が必要とのご意見もいただいていることなどから、今後とも、経済団体と連携をしながら積極的なPRを行っていくほか、様々な広報媒体を活用し、認証企業の社会貢献の取組を紹介するなどして、制度の普及・拡大を図り、企業と連携をいたしまして就労支援の取組をより一層推進してまいります。</p> <p><b>(水産林務部長)</b></p> <p>木材チップの利用状況などについてであります。令和2年度の道内における木材チップの生産量は271万立方メートルとなっており、このうち、紙の原料となるパルプ用に138万立方メートル、発電や暖房などのエネルギー用に133万立方メートルが利用されております。</p> <p>また、木質バイオマスにより発電した電気を20年間同じ価格で買い取るFIT制度の終了後も、未利用の間伐材を加工したチップなど木質バイオマスが、地域のエネルギーを生み出す資源として引き続き有効に利用されることが大切であることから、道としては、市町村毎に推計をした木質バイオマスの発生量を公表し、地域での利用機運の醸成に努めるとともに、公共施設や企業において、暖房や給湯の熱源として利用されている事例を幅広く発信してまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>木質バイオマスの熱利用についてであります。新たな森林づくり基本計画では、森林資源の循環利用を一層進め、産出された木材を有効に活用する観点から、未利用の間伐材などの木質バイオマスの発生量と、ボイラーなどの利用量をこれまでの推移などを踏まえ推計し、令和13年度の熱利用量を、令和元年度の実績から2割増の目標値を設定したところであります。</p> <p>道としては、目標の達成に向け、市町村や企業などと連携し、引き続き、伐採や搬出を一体的に進めるシステムの普及や定着を図るとともに、木材チップの加工や保管に必要な施設の整備等に支援を行うなど、木質バイオマスの安定的な供給体制を構築してまいります。</p> <p>また、木質バイオマスの需要の拡大を図るため、ボイラーの導入に対する支援や、メーカーなどと連携し、企業や道民を対象とした燃焼機器の展示会の開催に取り組みなど、地域の関係者の方々との連携のもと、木質バイオマスの熱利用を促進してまいります。</p> <p><b>(経済部長)</b></p> <p>木質バイオマスの熱利用の促進についてであります。道では、道内中小企業等による木質バイオマスなどエネルギー関連分野への参入や、脱炭素化で生じる新たなビジネスチャンスの活用が図られるよう、技術力の向上やマーケティングに関しまして、専門人材の派遣や企業同士のマッチングを行うほか、技術・製品開発への助成や、販路拡大のための商談の場の設定、人材確保に向けた企業説明会の実施などに取り組むこととしていただいております。</p> <p>さらに、来年度からの新たな基金事業では、市町村と企業等が連携したエネルギー地産地消の取組を支援することとしておりまして、こうした技術面、経営面での支援や機会の提供を通じ、地域の中小、小規模企業によるエネルギー関連ビジネスの創出を後押しし、木質バイオマスの熱利</p>

質 問	答 弁
<p><b>六 官民連携と協働推進の在り方について</b></p> <p><b>(一) 政策立案型の協働推進について</b></p> <p>次に官民連携と協働推進の在り方に関し、政策立案型の協働推進について伺います。令和3年決算特別委員会において、協働の推進について、知事からは、「北海道総合計画の推進にあたり、多様な主体による協働を進めながら、地域課題の解決を図る。施策の推進にあたっては、課題の把握から、事業実施のそれぞれのプロセスで協働の取組が重要である。『道としては、職員の意識づくりを進めつつ、官民さまざまな関係者との対話を深めながら、幅広い分野にわたる地域課題の把握から解決策の企画推進にいたるまで、協働に向けた地域の人材づくりなどを進めながら取り組む』という力強い答弁をいただきました。</p> <p>知事は、就任当初から、道民の皆さん声を聴きたいという態度を常に表明されてきました。コロナ禍を含め、実際は、どうだったのでしょうか。</p> <p>私としては、地域交通計画や、防災計画、買い物難民などの課題、あるいは、改修更新が迫っている道立高校や道営住宅のあり方など、道として、政策課題を定め、参加型の会議の手法で、課題の把握や、政策立案・計画の策定段階からの協働推進に実際にチャレンジするよう取り組むことが必要だと考えますが、道としては、どのように協働推進のために職員の意識づくりを進めようとしているのか、また、どのような方法で、官民様々な関係者との対話を深めようとしているのか伺います。</p> <p><b>(二) 協働に向けた地域の人材づくりについて</b></p> <p>簡単に参加型会議の手法と申し上げましたが、多様な主体が参加する参加型の会議を主催し、進行するには一定の訓練、修練が必要です。そして、この参加型会議のファシリテーターの養成に熱心に取り組んでいる基礎自治体もあります。私としては、協働に向けた地域の人材づくりとして、ファシリテーター養成に取り組む自治体を支援する事業の実施、もしくは、道自らが、ファシリテーターを養成する講座を開催し、地域の課題解決に取り組む協働推進のネットワークを構築するなどすべきと考えますが、広域自治体の北海道として、協働推進に向けた地域の人材づくりに、どのように取り組む考えか伺います。</p> <p><b>(三) ほっかいどう応援団会議の今後の在り方について</b></p> <p><b>1 協働・連携の方向性について</b></p> <p>次に、ほっかいどう応援団会議の今後の在り方について伺います。応援団会議における協働事業としては、包括連携協定やタイアップ事業が取り組まれており、参加企業のみならずには敬意と感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>一方で、私としては、変化の激しい時代に、新しい価値観を北海道の未来にもたらしてくださる先進的な企業・団体とも、意識的に、より積極的に、協働推進協定などを結ぶべきと考えます。時間の関係で事例は省略しますが、北海道の未来につながるコンセプトをもつ有識者と、道として率先して、協働推進のための連携協定を結ばれ、道庁職員はもとより、地域の人材育成の取組につなげていくことが重要だと考えます。</p> <p>知事として、今後、どのような視点で、連携協定を結ばれていく考えか伺います。</p>	<p>用の拡大を図ってまいります。以上でございます。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>次に民間の方々との協働の推進についてであります。道では、道民の皆様の声や道政に反映するため、パブリックコメントなどの取組に加え、私自身が地域を訪問し、地域で活躍されている企業や団体の皆様など、まちづくりの担い手の方々から直接お話を伺いするとともに、コロナ禍においても、オンラインによる意見交換会を開催するなど、道民の皆様との対話や交流機会の確保に努めてまいりました。</p> <p>こうした取組を通じて伺った道民の皆様の声や、具体の施策に反映させていくためには、個々の職員が、協働の重要性を十分認識し、日々の業務において、地域と一体となった取組を実践していきけるよう、職員研修といった意識づくりにとどまらず、庁内外の成功事例に見られる協働プロセスの応用や横展開を図るなど、職員自らが協働の取組に可能なことから積極的にチャレンジできる環境づくりに努めてまいります。</p> <p><b>(知事)</b></p> <p>最後に、地域づくりを担う人材の育成についてであります。地域の活力向上に向けては、グループの合意形成や相互理解をサポートするスキルを持ち、協働によるプランづくりとアクションをリードする人材を育成するとともに、ネットワーク化を図ることが重要であります。</p> <p>このため、道では、地域おこし協力隊や集落支援員の方等、地域活性化の担い手として活躍されている方々を対象とした研修会や交流会を開催するとともに、地域資源を活かした起業や関係人口の拡大等、地域づくりに新たに挑戦する若者の皆様を対象に、自らの活動のプレゼンテーションや参加者間での意見交換など、個々のスキルアップに向けた交流の場を提供し、地域活性化を担う人材のネットワークづくりを推進しているところであります。</p> <p>道としては、今後とも、こうした取組を通じ、市町村との連携を図りながら、地域人材の育成に努めてまいります。</p> <p><b>(地域振興監)</b></p> <p>官民連携と協働推進の在り方に関しまして、まず、企業等との連携協定についてでございますが道では、複数の政策分野にわたって協力関係を構築し、官民協働による取組を展開することにより、住民サービスの向上や地域活性化等の推進を図ることを目的としてこれまで110の企業や団体との間で包括連携協定を結んでいるところでございます。</p> <p>こうした取組は、民間企業からの提案やほっかいどう応援団会議を通じた働きかけなどにより具体化してきたところでございますが、道といたしましては、ポストコロナを見据え、デジタル化や脱炭素化といった中長期的な課題への対応や、食や観光といった本道の強みを活かした取組を高めていくためには、官民相互に人材やノウハウのほか、施設やイベントといった資源や機会を共有し、連携強化を図ることが必要だと考えておまして、今後とも、企業の規模や業種を限ることなく、協働の取組が社会的課題解決に貢献し、事業活動の付加価値を高めるといった効果などを紹介するなどして、地</p>

質 問	答 弁
<p><b>2 当事者から学ぶ道政への転換について</b></p> <p>今回のコロナ禍において、特に、若い世代や女性など、使っている媒体や通信手段も異なり、支援の情報が届かないなど、道庁の日常的な相談体制や情報集約機能の硬直化も明らかになったと思います。</p> <p>非常時には、ふだんやっていないことはできませんし、日常的な関係性がなければ不安や困難を抱える道民のみなさんに安心を届けることはできません。</p> <p>コロナ禍以降の議会議論の中で、強く感じていることですが、問題解決の専門家は、実際に苦勞している現場の当事者であるという認識が、道庁に非常に不足しているように思います。道庁が上から支援するのではなく、道庁がある意味、支援される、道庁が学ばせていただく側に立つのです。</p> <p>例えば、シングルマザーの支援や不登校や若い人たちの支援など、当事者支援を行っているNPOと日常的に連携をとり、非常時の支援の情報の周知や、実態把握などにつながるネットワークを構築しておく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>現在の官民連携室における協働推進は、こうした生きづらさ、暮らしづらさを抱えたいわゆるマイノリティグループの当事者団体や非営利組織との連携は非常に薄いと感じます。</p> <p>知事自らが当事者団体から直接学ぶ場を確保することなどが仕組みとして重要だと考えますが、知事の所見を伺います。</p>	<p>域の多様な主体の参画による道政のより効果的かつ効率的な推進を図ってまいります。</p> <p><b>(地域振興監)</b></p> <p>次に、協働による政策形成についてでございますが、地域課題が複雑・多様化する中、道では、日頃より、それぞれの担当部局において、様々な機会を通じて、道民の皆様の声をお伺いし、政策立案や効果的な事業執行に活かすよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、ほっかいどう応援団会議は、道政課題の解決に向け、北海道を応援したいという個人や企業・団体の取組を見える化し、共に推進することを目的として立ち上げたものでありまして、道といたしましては、今後とも、応援団の皆様と本道の活性化の推進に取り組むとともに、様々な意見交換の場はもとより、日々の業務を通じ、道民の皆様の声をしっかりとお伺いしながら、地域の実情を踏まえた道政運営に努めてまいります。</p>